

中部運輸局自動車交通部

令和4年2月25日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

横山、細川 TEL 052-952-8038

中部運輸局 静岡運輸支局 輸送・監査担当

風岡、堺 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県県政記者クラブ

トラック事業者を車両停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、車両停止処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 MKライン

住所：静岡県焼津市上泉1051-4

営業所名：本社営業所（静岡県藤枝市平島字祢口766番地の2）

2. 監査端緒

令和3年6月11日、千葉県八千代市米本付近において、当該事業者の事業用トラックの運転者が酒気を帯びた状態で車両を運転し、検挙されたもの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法第9条第1項）

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）

（2）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

- (3) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (4) 整備管理者の研修を受講させていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)
- (5) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (6) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (8) 運行指示書を作成していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (9) 運転者台帳の記載事項等が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (10) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (11) 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(12) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

#### 4. 行政処分の内容

処 分 日：令和4年2月25日

処 分 内 容：車両停止250日車（25両を10日間）

#### 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 25点

当該事業者の累積違反点数 32点

以上